

令和6年10月30日

| | |
|------|----------------------|
| 担当部局 | 岡山県備前県民局 地域政策部環境課 |
| 担当者 | 野崎、平岡 |
| 連絡先 | 086-233-9805(直通) |

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を実施しました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を次のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

(1) 住所 岡山県岡山市南区西高崎75番地25

(2) 名称 有限会社石川建設^{いしかわけんせつ} 代表取締役 石川^{いしかわ} 和男^{かずお}

2 処分内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

令和6年10月25日

4 処分理由

被処分者は、令和6年9月3日、岡山地方裁判所から破産手続開始の決定を受け、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当した。

このことにより、法第14条の3の2第1項第4号に規定する産業廃棄物処理業許可の取消事由に該当するに至ったため。

5 許可の状況

産業廃棄物収集運搬業（許可番号 第03301119408号）

(1) 許可年月日 令和2年6月26日

(2) 許可の有効年月日 令和7年6月13日

(3) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類（これらのうち自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上8種類